

# 伊丹市立桜台小学校 P T A 会則



令和 8 年 5 月現在

## 第一章 総 則

### 第1条 名称及び事務所

1. この会は伊丹市立桜台小学校PTAという。
2. この会を伊丹市中野西4丁目100におく。

### 第2条 目的及び活動

1. この会は保護者と教師が協力して家庭と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
2. この会は前項の目的をとげるために次の活動をする。
  - イ) よい保護者、よい教師となるように努める。
  - ロ) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を愛護する。
  - ハ) 児童の生活環境をよくする。
  - ニ) 公教育費の充実をはかり保護者の負担軽減に努める。
  - ホ) 国際理解に努める。

### 第3条 方針

1. この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。
  - イ) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
  - ロ) 特定の政党や宗教にかたよることなく、又もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
  - ハ) この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
  - ニ) 学校の人事その他管理には干渉しない。

## 第二章 会 員

### 第4条 この会の会員となることの出来る者は次の通りである。

1. 桜台小学校に在籍する児童の保護者
2. 桜台小学校の校長及び教職員

### 第5条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

1. 一般会費 年額1,500円 とし、分納することができる。
2. 安全会費 年額1,000円 とし、分納することができる。

但し、会長が特別な理由があると認めた時はこの限りではない。

### 第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

### 第7条 この会の会員は、伊丹市PTA連合会、兵庫県PTA協議会、日本PTA全国協議会の会員となる。

## 第三章 経 理

### 第8条 この会の活動に要する経費は、会費、寄附金、及びその他の収入によって支弁される。

### 第9条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

### 第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

### 第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

但し、出納閉鎖は4月30日までとする。

## 第四章 役 員

### 第12条 この会の役員は次のとおりである。

会長 1 副会長 2～5 書記 2～3 会計 2～3 委員 若干名

### 第13条 役員は任期は一年とする。但し総会の決議を得る時はこの限りでない。

第 14 条 役員は会計監査委員を兼ねることができない。

第 15 条 役員は総会において任命及び解任される。

第 16 条 会長は次の職務を行う。

1. 会を代表し、会談を統轄する。
2. 総会及び運営委員会を召集する。
3. 他の委員及び校長の意見をきいて専門委員会の委員長を委嘱する。

第 17 条 副会長は会長を補佐し、会務を整理し、会長が事故にあるときはその職務を代行する。

第 18 条 書記は次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会の議事ならびにこの活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信、その他の書類を保管する。
3. 会長の指示を受けてこの会の庶務を行う。

第 19 条 会計は次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
2. 定期総会に会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
3. この会の財産を管理する。
4. 予算の立案について協力する。

第 20 条 委員は、活動業務を分担する。

第 21 条 役員選出の方法は細則で定める。

## 第五章 会計監査委員

第 22 条 この会の経理を監査するために 2 名の会計監査委員をおく。

第 23 条 会計監査委員は、総会において任命及び解任される。

第 24 条 会計監査は年 2 回とし、その他必要に応じて行うことができる。

第 25 条 会計監査委員は少なくとも監査 3 日前に会長に通報しなければならない。

第 26 条 会計監査の任期は一年とする。但し、総会の議決を得る時はこの限りでない。

## 第六章 総 会

第 27 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第 28 条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

第 29 条 総会で審議決定する事項は、次のとおりとする。

1. 役員及び会計監査委員の任命及び解任
2. 年間活動計画
3. 収支予算
4. 収支決算
5. 会計監査
6. 役員数の報告
7. その他の重要事項

第 30 条 定期総会は毎年一回 5 月に開催する。

第 31 条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、又は会員の 10 分の 1 以上の要求があった時に開催することができる。

第 32 条 総会は、会員現在数の 5 分の 1 以上(委任状を含む)の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

第 33 条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

## 第七章 運営委員会

- 第 34 条 運営委員会は、会長・副会長・会計・書記・委員長・副委員長・校長・教頭をもって構成する。
- 第 35 条 運営委員会は、会の運営に当たると共に、各専門委員会の連絡調整をはかり 総会に提出する議案を作成する。
- 第 36 条 運営委員会は、会長が必要と認めた時、又は構成員の 4 分の 1 以上の要求があった時に開催することができる。また、会長が必要と認めた時は、書面により議決することができる。
- 第 37 条 運営委員会は、委員現在数の 2 分の 1 以上出席しなければその議事を開き、議決することができない。
- 第 38 条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

## 第八章 各委員会

- 第 39 条 この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案するために、専門委員会、学年委員会、愛護委員会をおく。
- 第 40 条 専門委員会を次のとおりおく。  
広報委員会 教養委員会 保健体育委員会 人権委員会
- 第 41 条 各専門委員会の委員長、及び副委員長はそれぞれの委員会で互選する。
- 第 42 条 各専門委員会の連絡調整をはかるために、役員会及び委員長会をもつ。
- 第 43 条 広報委員会は、
1. 会員の資質向上と会員相互の広報連絡を行う。
  2. その他、広報に必要な活動を行う。
- 第 44 条 教養委員会は、
1. 会員に教養と教育の理解を高める。
- 第 45 条 保健体育委員会は、
1. 会員・児童の健康増進ならびに児童の健全な発育をはかる。
  2. その他、保健体育に必要な活動を行う。
- 第 46 条 人権委員会は、
1. 会員・児童の人権意識の高揚をはかる。
- 第 47 条 各委員会はその活動目的のため、合同委員会をもうけることができる。
- 第 48 条 学年委員会は次のとおり定める。
1. 学年の委員をもって構成する。
  2. 学年委員は、所属学年及び所属学級学習会の企画及び運営を行うと共に学級間の連絡、調整をはかる。
  3. 学年委員会は、所属学年、学級経営に協力し学習会の推進に努める。
  4. 学年委員会は地域連携行事の企画及び運営を桜台地区コミュニティ協議会等と共に協力し、参加する。
- 第 49 条 学年、学級学習会は次のとおり定める。
1. この会の成立目的を実現するために、会員は所属学年、学級の経営に協力しなければならない。
  2. 学年委員会の計画に基づいて学習会を開き、会員相互の資質向上に努めると共に所属学年、学級児童の生活を高めることに努力する。
  3. 学年委員長は会員の 5 分の 1 以上の要求があった時はこの会を開かなくてはならない。
- 第 50 条 愛護委員会は、
1. 児童の家庭生活、社会生活ならびに児童相互の自主的集団生活の補導をする。
  2. 会員及び児童の福祉厚生をはかる。
  3. その他、愛護に必要な活動を行う。

(＊平成 17 年度より理事・地区委員・愛護委員を統合し、愛護委員会として発足する。)

## 第九章 選考委員会

- 第51条 選考委員会は愛護委員会が兼務する。
- 第52条 選考委員会には選考委員長1名、選考役員3名をおく。
- 第53条 選考委員会は次の役員を選考する。  
会長 1 副会長 2～3 書記 2～3 会計 2～3
- 第54条 選考委員会は選考結果を総会に報告し承認を得なければならない。
- 第55条 選考委員会はその任務を終了した時に解散する。

## 第十章 顧問

- 第56条 この会の発展をはかるために顧問をおく。
- 第57条 顧問は会長の諮問に答え、この会の推進に協力する。

## 第十一章 細則

- 第58条 この会の運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て決める。
- 第59条 運営委員会は細則を制定又は改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第十二章 改正

- 第60条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。  
但し改正案は総会の少なくとも一週間前に全会員に知らせなくてはならない。

附則 この会則は昭和57年4月29日一部改正

平成10年5月一部追加

平成13年5月一部改正

平成15年4月一部改正

平成17年5月一部改正

平成19年5月一部改正

令和元年5月一部改正

令和6年5月一部改正

## 細則

### 第一章 役員を選出

- 第1条 愛護委員は各地区より選出し、総会の承認を得る。
- 第2条 役員は、各学年単位で選出する。また、選出人数はその年の状況により会長が定めることとし、運営委員会の承認を得る。

### 第二章 顧問

- 第3条 この会には、次のとおり顧問をおき会長の諮問機関とする。
- 第4条 顧問は長寿会会員より、会長が任命する。

### 第三章 学校教職員

- 第5条 教職員は次の役員に任命される。  
学校長・教頭は、運営委員会の構成委員となる。
- 第6条 学年主任・学級担任・学校校務分掌担当教職員は、各委員会の諮問に答え委員会運営に協力する。

## 第四章 推薦委員会

- 第7条 1. 選考委員会を補佐する目的で推薦委員会を設置する。  
2. 推薦委員会の構成は、各学年委員1名、執行部1名とする。

## 第五章 地区

第8条 各地区とは、

- (1) 西野 (2) 西野シャルマン (3) 天神川 (4) 中野北A (5) 中野北B (6) 中野  
(7) 中野マイシティ (8) 中野ラ・ヴェール

附則 この細則は昭和60年5月3日一部改正

昭和62年10月一部追加

平成2年4月桜台地区追加

平成3年4月桜台地区削除

平成6年3月一部追加

平成9年3月一部改正

平成11年3月一部追加

平成13年5月一部改正

平成17年5月一部改正

平成18年5月一部改正

平成29年5月一部改正

令和5年5月一部改正

令和7年4月一部改正

## 慶弔規定

1. 慶弔に関する規定を次のとおりとする。

- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| イ) 慶祝を表す場合 結婚祝金 (先生会員)           | 3,000円 |
| ロ) 弔慰を表す場合 会員・児童の死亡              | 3,000円 |
| ハ) 教職員の退職の場合                     | 3,000円 |
| ニ) 会員・児童の見舞いを表す場合                | 3,000円 |
| ホ) 以上の給付を受けた者はこれに対する返礼はしないものとする。 |        |

附則 この規定は平成13年5月に一部改正